

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①洪水・浸水：ハザードマップ

広島市の「広島市洪水ハザードマップ」、広島県の「洪水ポータルひろしま」及び太田川河川事務所の「太田川水系洪水浸水想定区域図」等によると、当会地域内の安芸支所、瀬野川支所及び矢野支所管内の河川の氾濫により、広い地域で洪水被害が想定される（安芸：太田川水系府中大川流域、瀬野川：瀬野川水系瀬野川流域、矢野：矢野川流域）。

■広島市洪水ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003240.html>

■広島県洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■太田川河川事務所 HP

太田川水系洪水浸水想定区域図

<https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html>

■広島県河川課 HP

平成 27 年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html>

②浸水（内水）：ハザードマップ

広島市が公表している「広島市浸水（内水）ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治 21 年以降、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は 1 時間雨量 121 mm である。

なお、令和 7 年度中に、雨水整備を行っている市域全域において浸水（内水）ハザードマップの地区割の見直し等を行ったうえで、新規作成及び改訂する予定があるため、新規作成及び改定後は、そちらを確認すること。

■広島市浸水（内水）ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/suidogesuido/1005966/1026319/1026321/1003118.html>

③土砂災害：ハザードマップ

広島市の「広島市土砂災害ハザードマップ」及び広島県の「土砂災害ポータルひろしま」によると、当会地域は、土地が急峻で平地が少ない地形であり、山の斜面に住宅地や事業用地等が造成されているため、土石流や急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域等が広く存在している。

■広島市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1003244.html>

■広島県土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

④地震：広島市地震防災マップ、広島市地震被害想定調査報告書

「広島市地震防災マップ」、「広島市地震被害想定調査報告書」によると、南海トラフ地震においては最大震度 6 弱の地震が発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震においては最大震度 6 弱の地震が発生すると予想されている。広島湾-岩国沖断層

帶による地震や岩国断層帯による地震等、その他の地震も合わせて、発生時には甚大な被害が想定される。

■広島市地震防災マップの活用について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1013472.html>

■広島市地震被害想定調査報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021018/1025517/1003239.html>

⑤津波：高潮・津波災害ポータルひろしま、広島県津波浸水想定図

広島県の「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び「広島県津波浸水想定図」によると、地震による最大クラスの津波が発生し、当商工会地域内の矢野支所管内で2m未満の津波による浸水が発生する恐れがある。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■広島県津波浸水想定図

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigaiinfo/saigai/1021035/1013393.html>

⑥高潮：高潮・津波災害ポータルひろしま、台風による高潮浸水区域図

広島県の「高潮・津波災害ポータルひろしま」及び広島市の「台風による高潮浸水区域図」によると、台風による高潮が発生した場合、矢野支所管内で5m以上10m未満の浸水が発生する恐れがある。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■広島市の台風による高潮浸水区域図

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shobou/takashio/>

⑦その他

当商工会地域内の太田川水系府中大川流域、瀬野川水系瀬野川流域、矢野川流域では、これまでも河川の氾濫により、水害に見舞われてきた。特に平成30年7月の西日本豪雨において、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

近年、局地的豪雨や線状降水帯の規模拡大と高頻度化、台風の大型化・竜巻による家屋の倒壊等、災害規模の甚大化が懸念されている。

⑧感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■新型インフルエンザ等対策（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html>

■新型コロナウィルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/index.html

(2) 商工業者の状況

①広島東商工会地域の商工業者数等

商工業者等数	1,892 者 (商工会経営支援システム 令和7年4月1日現在)
小規模事業者数	1,695 者(令和7年商工会実態調査)
商工業者の会員数	832 者(令和7年3月31日現在)

②広島東商工会地域の商工業者の内訳

商 工 業 者	業 種	商 工 業 者 数
	建 設 業	498
	製 造 業	142
	卸 売 業	40
	小 売 業	288
	飲 食 業	121
	サ ー ビ ス 業	433
	そ の 他	370
合 計		1,892

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①防災計画等の策定状況

- ・広島市危機管理計画
(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)
- ・広島市地域強靭化計画
- ・広島市感染症予防計画

②防災訓練の実施

- ・個別訓練の実施
- ・広島市総合防災訓練の実施
- ・区防災訓練の実施
- ・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

③防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約12万1千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

2日目以降は、県から、3日目以降は協定を締結している政令市等から調達することとする。

2) 当会の取り組み

①実施状況

- ・ホームページ、LINE、会報紙、DMなどを活用し、災害リスク・BCPの重要性を継続的に周知
- ・会員向けに事業継続力強化計画の策定支援を実施（年間10件前後）。
- ・広島県商工会連合会のオンラインセミナーや自会主催の相談会・視察研修等を通じて、実践的な学びを提供。
- ・令和3~7年度に認定を受けた事業者に対し、定期的なフォローアップ指導を実施。
- ・職員向け研修や損保会社との連携により、組織としての災害リスク支援体制を強化。

②評価

- ・多様な広報・支援手段により、会員のリスク対策への关心と意識が着実に向上了。
- ・事業継続力強化計画策定支援の実績が継続的に積み上がっており、地域事業者の防災力底上げ

げに貢献。

- ・フォローアップ支援の実施により、計画が定着した。
- ・実践的事例（視察研修等）の紹介が、他会員への波及的効果を生んだ。
- ・年度別事業継続力強化計画策定支援件数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標件数	10件	10件	10件	10件	10件
策定件数	1件	15件	14件	12件	件
達成率	10%	150%	140%	120%	%

II 課題

現状は、自然災害等においては、BCP（事業継続力強化計画）の策定支援を行っているものの、事業者側では日々の業務が優先され、BCPの必要性は理解されつつも取組の優先順位が低く、策定や実行の定着が進みにくい現状がある。また、認定後の見直しや継続的な支援を行うための人員・時間が限られており、支援体制の強化が課題となっている。

加えて、ITリテラシーの格差により、電子申請やオンラインセミナーへの対応が困難な事業者も多く、情報提供や支援機会に偏りが生じている。

さらに、感染症対策に関しても、地区内小規模事業者においては、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良時の出勤制限といった基本的なルールづくりが十分に浸透しておらず、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生資材の備蓄も不十分な状況である。また、事業継続の観点からは、感染症リスクに対応する保険などのリスクファイナンス対策についても、理解と活用が進んでいない点が課題である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・BCP（事業継続力強化計画）策定支援を年間10件以上維持し、事業所の実情に即した実効性ある計画策定を促進する。
- ・策定後の見直しやフォローアップを通じて、BCPの定着と継続的な運用につなげる。
- ・ITリテラシーが低い事業者でも安心して申請できる環境や指導体制を構築する。
- ・地域内のモデル事例を共有し、他の事業者にも波及効果を与えるような支援を実施する。
- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。

【5カ年成果目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援対象事業者数	20者	20者	20者	20者	20者
うちBCP作成事業者数	10者	10者	10者	10者	10者

*事業所のBCP作成目標は年間10者、5年間で50者の策定を目指すとともに、第1期計画で策定した事業所には更新も促す。

*上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会の「広島東商工会BCP」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、防災情報の収集方法等）について説明を行う。
- ・会報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的な計画を含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・小規模事業者に対して、事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険や共済の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 広島東商工会事業継続計画の作成

- ・当会は、広島東商工会BCPを作成

3) 関係団体等との連携

- ・広島県共済、日本政策金融公庫等との連携強化のため年1回以上の勉強会を開催する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認と継続支援を行う。
- ・実効性向上のために事業継続力強化計画実効性向上支援事業を活用する。
- ・当会及び広島市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

【5カ年計画目標】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業者BCP策定期数	10者	10者	10者	10者	10者
フォローアップ回数	30回	30回	30回	30回	30回

※事業所のBCP作成目標は年間10者、5年間で50者の策定期数を目標とともに、第1期計画で策定期数には更新も促す。※フォローアップ回数は1事業者×3回で算出。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、各関連機関との連絡ルートの確認等を行う（訓練は「広島東商工会 B C P」に沿って実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、B C P をもとに下記の手順で被害状況を把握し、関連機関へ連絡する。

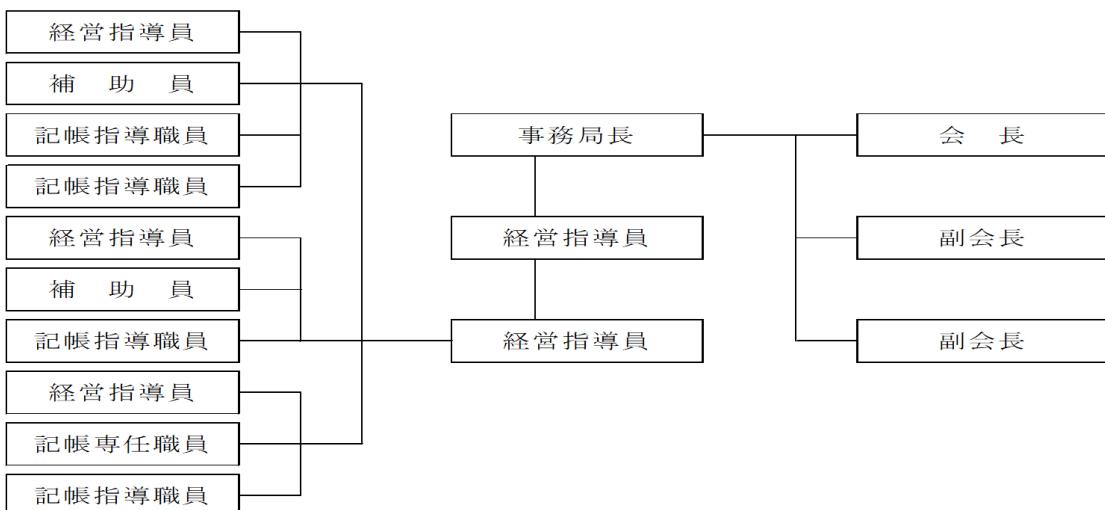
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 30 分以内に職員の安否報告を行う。
- ・広島東商工会事業継続計画に基づき、LINE 「広島東商工会（職員）緊急連絡網」、アプリ「安否確認サービス 2」、電話、メール等を利用した安否確認及び業務従事の可否、被害状況等を当会から広島県商工会連合会へ報告した後、広島市に共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、国や県等の方針に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と広島市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
交通機関の停止、道路の寸断、暴風雨等により出勤が困難な場合は、出勤はせず職員各自の安全確保を優先し、安全を確保できる状況になった時に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策できない場合の役割分担を決める。
- ・会員事業者の大まかな被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は A. LINE 「広島東商工会（職員）緊急連絡網」 B. 電話 C. メールの順で情報伝達を行う。

【職員非常時緊急連絡網】



【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 当地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 当地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 当地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 当地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

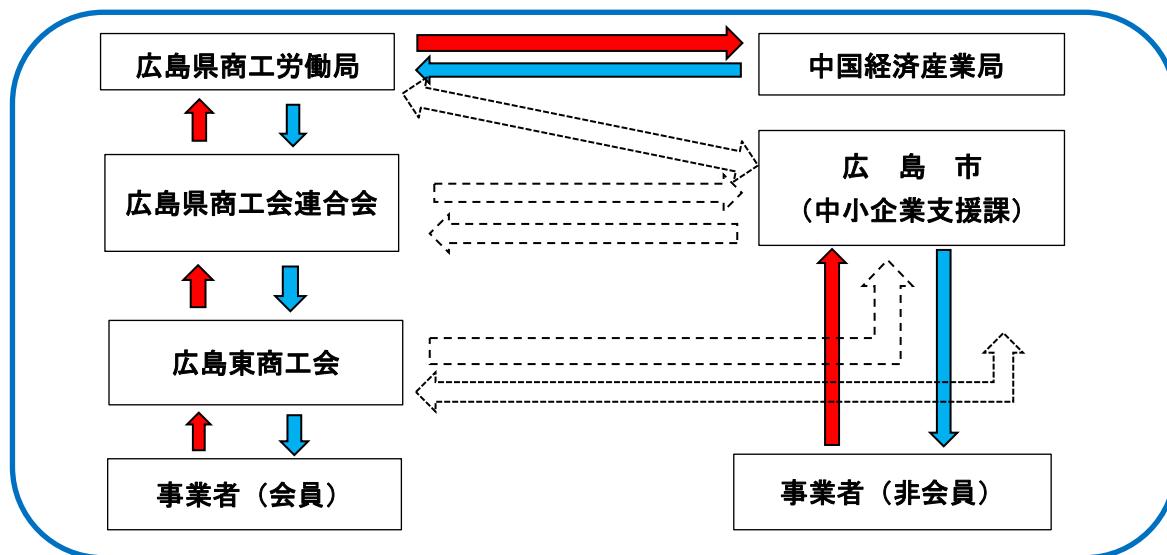
- ① 本計画により、当会と広島市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上情報共有する

- ・感染症の場合は、広島市が策定した「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、広島県商工会連合会へ報告した後、広島市へ情報共有する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、県から報告の依頼があった場合は、当会と広島市が共有した情報を県の指定する方法により県へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症流行の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れのある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県及び広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、全国商工会連合会、日本商工会議所等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やか広島県へ報告する。

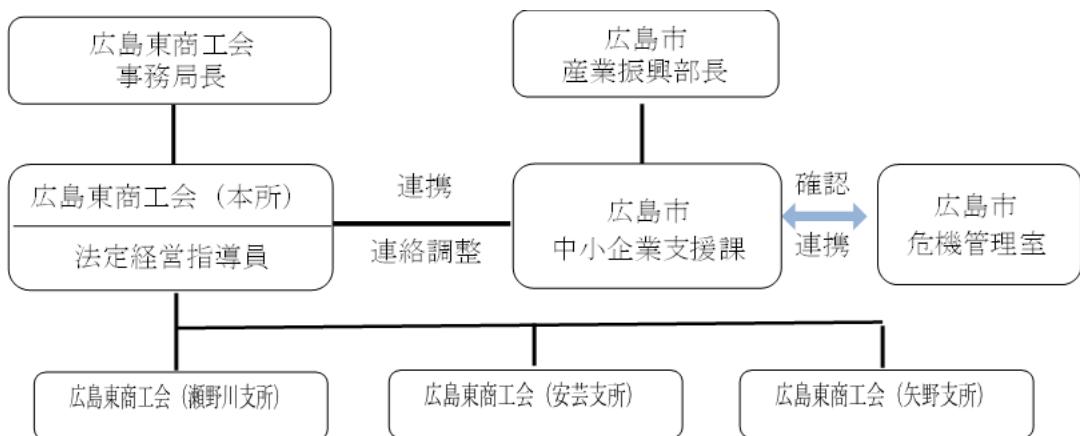
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名・連絡先（連絡先は（3）①参照）

西野 正治（広島東商工会 矢野支所）

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会、関係市町連絡先

- ①商工会

広島東商工会 本所 経営支援課
〒739-0321 広島県広島市安芸区中野5-20-3
TEL : 082-892-0873 / FAX : 082-892-2656
E-mail : hiroshima-higashi@hint.or.jp

広島東商工会 安芸支所
〒732-0033 広島県広島市東区温品5-1-18
TEL : 082-289-1648 / FAX : 082-280-1972
E-mail : akicho@hint.or.jp

広島東商工会 矢野支所

〒736-0085 広島県広島市安芸区矢野西 4-2-17

TEL : 082-888-3535 / FAX : 082-889-1341

E-mail : yano@hint.or.jp

②関係市町

広島市 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺1-6-34

TEL : 082-504-2236 / FAX : 082-504-2259

E-mail : chusho@city.hiroshima.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	605	605	605	605	605
・専門家派遣費	165	165	165	165	165
・委員会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	275	275	275	275	275
・パンフ、チラシ作製費	55	55	55	55	55
・チラシ配布郵送料	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ①広島東商工会 会費収入
- ②事業参加者からの特別賦課金、受託料
- ③広島市「商工会事業補助金」
- ④国補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
(1) (2) (3) • • •	
連携して事業を実施する者の役割	
(1) (2) (3) • • •	
連携体制図等	
(1)	
(2)	
(3)	